



環境省報道発表

令和6年6月3日（月）

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS）の 温室効果ガス任意算定・公表機能リリースについて

環境省・経済産業省・国土交通省では、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン法）に基づく報告等を行う電子システムとして、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS（イーグス）：Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System）の構築を進め、令和4年5月から運用しております。

今般、新機能として温対法に基づく報告義務の対象外の事業者であってもEEGS上で温室効果ガスを任意で算定・公表を可能とする、温室効果ガス任意算定・公表機能リリースします。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省地球環境局地球温暖化対策課
脱炭素ビジネス推進室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-6205-8277
室 長：杉井 威夫
室長補佐：峯岸 律子
係 長：田中 優理香
担 当：森本 恵理子
担 当：江森 郁麻

1. 経緯

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（以下「EEGS」という。）は、温室効果ガス排出量に係るデータの収集から排出量の算定、報告までを一気通貫でオンライン上で実施できるシステムです。

今般、新機能として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告義務の対象外の事業者であってもEEGS上で温室効果ガスを任意で算定・公表を可能とする、温室効果ガス任意算定・公表機能リリースします。

温室効果ガス任意算定・公表機能は自社の温室効果ガス排出量の算定に利用いただけるほか、算定した温室効果ガス排出量を任意で公表することも可能となっております。

※ EEGS 概要：<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

2. 温室効果ガス任意算定・公表機能の利用方法

温室効果ガス任意算定・公表機能の利用方法につきましては、下記ウェブサイトにて操作マニュアル公開しています。詳細は以下 URL より御確認ください。

- ・ 「EEGS ポータルサイト」操作マニュアル
<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

3. その他

温室効果ガス任意算定・公表機能の操作方法につきましては、下記日程より操作説明会を開催します。

- ① 開催日時
令和6年6月12日（水） 16:00 ~ 17:00
- ② 開催方法
オンライン開催（YouTubeにてライブ配信）
<https://youtube.com/live/LwvKaByg6Lw>
（説明会後もアーカイブでも視聴可能予定）

- ※ プログラム及び説明資料については、「EEGS ポータルサイト」ホームページにて御案内する予定です。
- ・ 「EEGS ポータルサイト」説明会ページ
<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/discusses>

以 上

EEGSの機能追加

- 今年度からEEGSで、報告義務対象者以外の事業者も、任意で温室効果ガス排出量の算定・公表を行うことができるようになりました。

EEGSログイン画面

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)

EEGSへログインをする

EEGS (イーズ) Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting systemとは、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

〔旧省エネ法・温対法電子報告システム〕〔旧フロン法電子報告システム〕のアカウントは、そのままご利用いただけます。

0000002917

パスワード再発行 (パスワードを忘れた方、ロックがかかった方はこちら)

私はロボットではありません

ログイン

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (PDF:580KB)

報告対象チェック

EEGSに関する情報提供ポータルサイト

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)

新システム「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (通称:EEGS (イーズ))」の利用について

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (通称:EEGS (イーズ))」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とする新システムです。報告手続の合理化等の観点から、令和4年度以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSを御利用ください。

詳細は下記をご参照いただき、ログインIDをお持ちでない方々におかれましては、電子情報処理組織使用届出書の提出を進めて頂ければ幸いです (令和4年3月まで稼働していた「省エネ法・温対法電子報告システム」「フロン法電子報告システム」のログインID及びパスワードを既にお持ちの方々は、EEGSにおいても当該ログインID及びパスワードを引き続き使用できます)。

なお、令和5 (2023) 年度から以下に該当する場合についてもEEGSによる報告が可能となりました。

- 省エネ法で、認定管理統括事業者と、連携省エネルギー計画の両方の認定を受けている場合
- 電気事業及び熱供給事業の両方を行っている場合

また、令和6 (2024) 年度から以下に該当する場合についてもEEGSによる報告が可能となりました。

- 温室効果ガス排出量の算定に、実測排出係数・実測排出量を使用する場合

以下に該当する場合には、令和6 (2024) 年度時点では、EEGSで報告書を作成できません。そのため、省エネ法定期報告書については、報告書作成支援ツールで作成して出力されるXML/Excelファイルにより、温対法報告書については、算定・報告公表制度ホームページのマニュアル・様式ページに掲載されている「【電子報告システム報告用】の温対法報告様式」により報告書を作成いただき、EEGSにアップロードしていただく必要があります。

- 輸送事業者で、複数の輸送区分がある場合
- 省エネ法で、連携省エネルギー計画の認定を受けている非特定事業者の場合

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (PDF:580KB)

エネルギー使用量の入力

- エネルギーの使用量の入力に当たっては、エネルギーの種類・使用量を入力します。
- 燃料の使用に伴うメタン、一酸化二窒素の排出量の算定についても同様に内訳を入力して算定することが可能です。

エネルギー使用・販売量の入力

ログアウト

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。
入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(自動集計します)。
実績がない場合は空欄にしてください。
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力してください。
省エネ法（工場）・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。
自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネルギー量を、供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。送電した側では「販売した副生エネルギーの量」として報告しないようにお願いします。

+ エネルギーの種類を追加する

エネルギーの種類	対象制度	換算係数	使用量			販売した副生エネルギーの量			購入した未利用熱の量		
			2022年度	2023年度	単位	2022年度	2023年度	単位	2022年度	2023年度	単位
化石燃料の使用											
輸入一般炭	+ 燃焼炉・機関 温 省	26.1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	t	<input type="text"/>	<input type="text"/>	t	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

クリックします。

温対法 任意算定に戻る

設定

温対法の報告対象チェック

- 入力が完了したあとデータを取り込むことが可能です。
- また、「温室効果ガス排出量をチェックする」をクリックし、報告対象か否かを確認することも可能です。

温室効果ガス排出量任意算定・公表機能 ログアウト

• 入力内容に問題ありません。

提出年度
提出年度の選択 2024 (提出年度 2023年度)

温対法の報告対象事業者の条件
次の条件をすべて満たす事業者
• 温室効果ガスの種類ごとにすべての事業者の排出量合計がCO2換算で3000t以上
• 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上
詳細はこちらをご参照ください。

事業者全体で常時使用する従業員数
事業者全体で常時使用する従業員数は21人以上ですか。 はい いいえ
いえない場合、報告対象外ですので、以降の入力は必須ではありません。
ただし、報告対象外でも任意で排出量の算定・公表ができますので、希望される方は以降の入力もお願いたします。

事業所毎のエネルギー使用量及びその他活動量
2種類の入力方法がありますので、ご都合の良い方法で入力してください。
1. 事業者ご担当者が全事業所の活動量を入力します。
2. 各事業所ご担当者が各目の活動量を入力します。事業者ご担当者は報告対象がチェックができます。この場合、各事業所ご担当者がそれぞれGビスDアカウント取得し、本画面で入力していただきます。その後、事業者ご担当者が本画面で「未取り込みの事業所の入力データを取り込む」を実行すると、各事業所の活動量が一覧に反映されます。

注意点
• 他の事業所と区別がつくよう、事業所名は正式な名称を入力してください。
• 「未取り込みの事業所の入力データを取り込む」では、一度取り込んだ事業所の情報は再度取り込みません。再度取り込みたい場合は、「操作」欄の「再取込」を実行してください。

事業所名	エネルギー使用量	その他活動量	操作
A事業所	エネルギー使用量を入力する <input type="text"/> 入力済	その他活動量を入力する <input type="text"/> 入力済	削除
B事業所	エネルギー使用量を入力する <input type="text"/> 入力済	その他活動量を入力する <input type="text"/> 入力済	削除

行追加

各事業所ご担当者の入力欄
所属する事業者のGビスDをご担当者にご確認のうえ登録をお願いいたします。入力した充填・回収情報が事業者ご担当者に公開されます。
事業者のGビスD

事業者ご担当者の入力欄
 温室効果ガス排出量をチェックする
排出量が報告対象外となった場合、任意で当該排出量を公表できます。公表先は温室効果ガス排出量公表ウェブサイトです。

温室効果ガス排出量任意算定・公表機能のトップ画面に戻る

(表示されるメッセージ例)

温室効果ガス排出量算定及び温対法の報告対象チェック ログアウト

• エネルギー起源CO2 (fCO2のうち廃棄物の原燃料使用fCO2)、非エネルギー起源CO2 (1.545fCO2のうち廃棄物の原燃料使用1.545fCO2)、CH4 (84fCO2)、N2O (10fCO2)、HFC (10fCO2)、PFC (10fCO2)、SF6 (10fCO2)、NF3 (10fCO2) は報告対象外です。ただし、任意で当該排出量を公表できます。公表を希望される場合は画面右下のボタンから登録をお願いいたします。
• 事業者全体の排出量合計は1,020tCO2です。

提出年度
提出年度の選択 2024

問題なければクリックします。

温室効果ガス排出量をチェックする

温室効果ガス排出量の任意算定・公表、温対法の報告対象チェック

- 排出量算定結果の公表は、温室効果ガス排出量の公表ページは、以下のURLからアクセスできます。
<https://eegs.env.go.jp/ghg-santeikohyo-result/>

公表ページのトップ画面

環境省 Ministry of the Environment

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム 温対法 ▾ フロン法 ▾ 自主的公表

本ウェブサイトでは、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン法）に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」により、温室効果ガスを一定量以上排出する者（特定排出者）、フロン類を一定量以上漏えいさせた者（特定漏えい者）が国に報告した温室効果ガス排出量、フロン類算定漏えい量、排出削減に向けた対策の実施状況等の情報を公表しています。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度については、下記リンク先をご参照下さい。
[温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について](#)

フロン類算定漏えい量報告・公表制度

フロン類算定漏えい量報告・公表制度については、下記リンク先をご参照下さい。
[フロン類算定漏えい量報告・公表制度について](#)

事業者（事業所）別排出量等の公表

事業者（事業所）ごとの温室効果ガス排出状況や削減対策実施状況等の情報を閲覧、ダウンロードすることができます。
[はこちら](#)

事業者別算定漏えい量等の公表

事業者ごとのフロン類算定漏えい量の情報を閲覧、ダウンロードすることができます。
[はこちら](#)

集計結果の公表

特定排出者による温室効果ガス排出量について、全国及び業種別・都道府県別等の集計結果を閲覧、ダウンロードすることができます。
[はこちら](#)

集計結果の公表

フロン類算定漏えい量について、全国及び業種別・都道府県別等の集計結果を閲覧、ダウンロードすることができます。
[はこちら](#)

事業者の自主的な公表

事業者別排出量等の公表【自主的な公表値】

事業者が自主的に登録した温室効果ガス排出状況を閲覧、ダウンロードすることができます。対象ガスや算定方法は温対法に準じています。
[はこちら](#)

自主的な公表値はここで公表されます。

[公表履歴のウェブサイト操作法について](#)

利用規約・免責事項・著作権 プライバシーポリシー
環境省（法人番号1000012110001）
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
（直通）03-6205-8277（FAX）03-3580-1382
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

個別事業者の情報の公表画面

環境省 Ministry of the Environment

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム 温対法 ▾ フロン法 ▾ 自主的公表

事業者の排出状況【自主的な公表値】

本内容は事業者が自主的に登録したものであり、環境省では内容を確認していません。

事業者名	A事業者	
特定排出者コード	所在地	主たる事業
000000000	北海道	農業、林業 農業 管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業）主として管理事務を行う本社等

※ 上記は最新年度で登録された情報です。 [事業者情報をダウンロードする](#)

更新履歴

2024年度

温室効果ガス算定排出量推移

※ 単位：tCO₂

年度	エネルギー起源CO ₂	エネルギー起源CO ₂ （廃棄物の原燃料使用）	非エネルギー起源CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃	エネルギー起源CO ₂ （発電所等配分前）
2024	2,325									

任意の追加情報

2024年度

温室効果ガスの排出量の削減に関し〇〇を実施した。

利用規約・免責事項・著作権 プライバシーポリシー
環境省（法人番号1000012110001）
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
（直通）03-6205-8277（FAX）03-3580-1382
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.